

財政悪化リスク相当額は、告示に定められた一定の方法により算定する**標準方式**と、厚生労働大臣の承認を得て個別の実情に応じた算定を行う**特別方式（特別算定方法）**のいずれかの方法により算定します。

標準方式では、リスク係数の高い資産（国内株式・外国株式など）の割合が多くなるほど、財政悪化リスク相当額が大きくなり算定される傾向にあります（最大で資産総額の1.5倍程度）。逆に、安全性の高い資産の割合が多くなるほど、財政悪化リスク相当額は小さくなり算定される傾向にあります。

特別方式では、制度の実情に応じた財政悪化リスク相当額の算定が可能ですが、具体的な算定方法は定められておらず、実際の算定に当たっては受託金融機関（信託銀行・生命保険会社等）の年金数理人等と協議しながらの作業になります。なお、年金資産全体に占めるその他資産（オルタナティブ、ヘッジファンド等）の割合が**20%を超える場合は**、特別方式により算定しなければなりません。

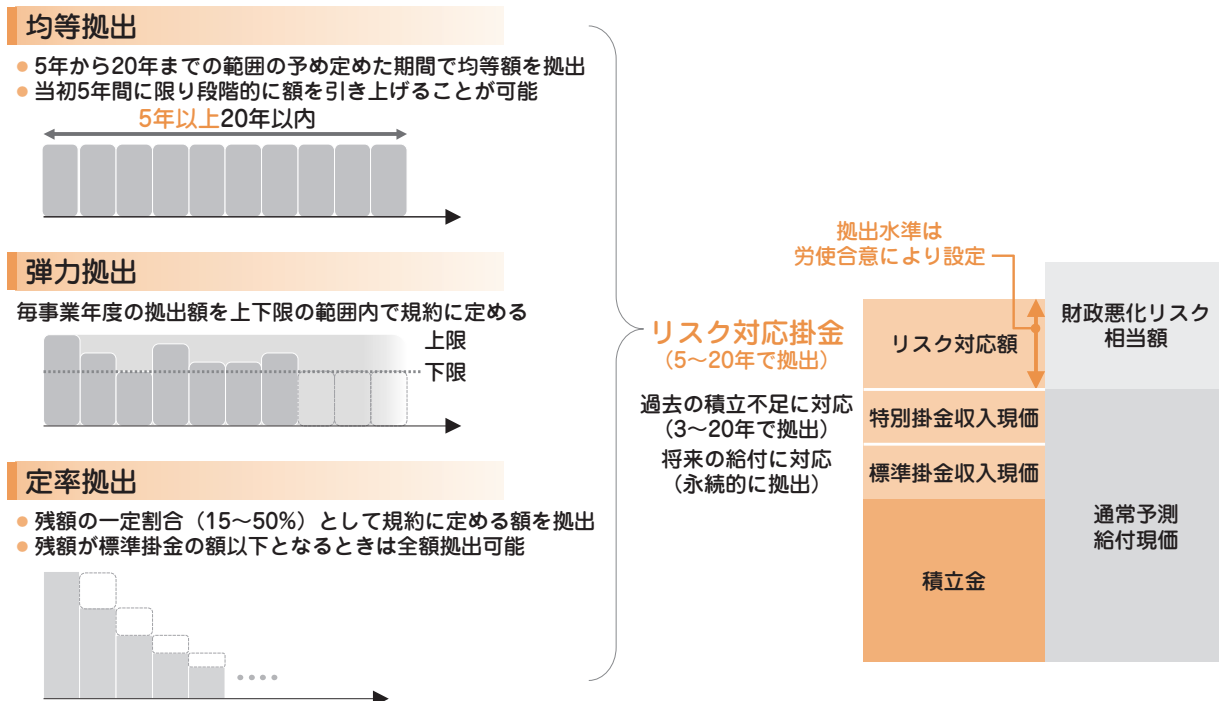
財政悪化リスク相当額は、財政計算時（少なくとも5年ごとに実施する財政再計算時を含む）に算定を行うこととされています。なお、今後は、リスク分担型企業年金の実施およびリスク対応掛金の拠出の有無にかかわらず、**すべてのDB制度において財政悪化リスク相当額の算定が義務化**されます（簡易基準に基づき財政計算を行うDBおよび受託保証型DBを除く）。

(2) リスク対応掛金の設定

リスク対応掛金は、労使合意に基づき、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出水準を定めます（図表2）。拠出方法には、①あらかじめ定めた期間で均等額を拠出する「均等拠出」、②拠出額の上下限を設定し、その範囲内で拠出する「弾力拠出」、③残額の一定割合を拠出する「定率拠出」、などがあり、この点では特別掛金の仕組みと類似しています。しかし、リスク対応掛金は将来のリスクに備えるためのものであることから、緊急度を考慮し、その拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期（例：均等拠出では最短5年以上）に設定しなければなりません。

また、一度設定したリスク対応掛金は、「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、新たな過去勤務債務の発生など大きな事情変更が無い限りは、原則として変更はできないこととされています。

<図表2> リスク対応掛金の設定方法



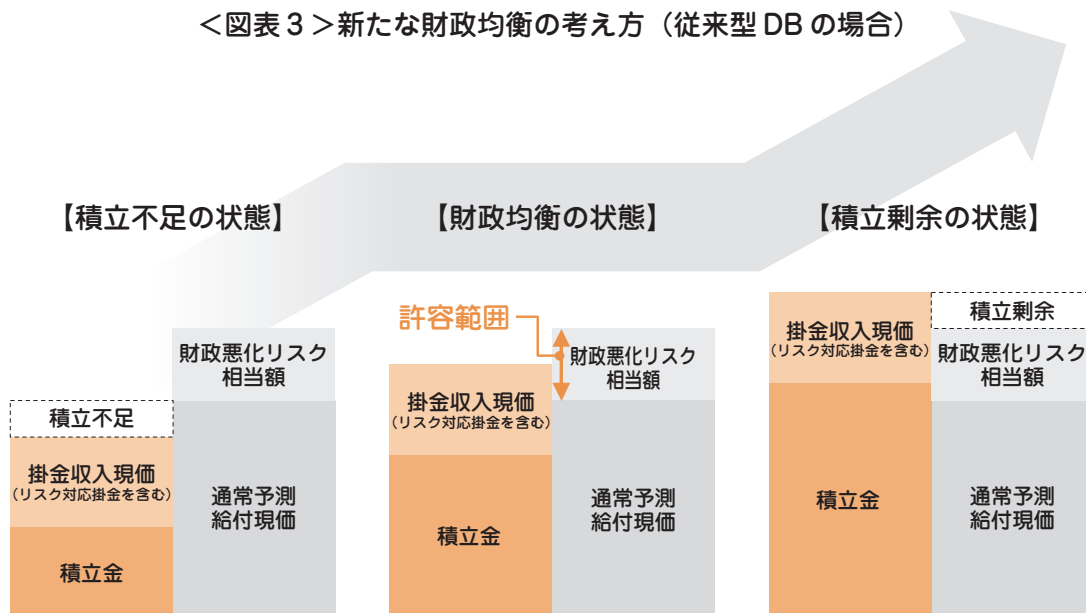
(3) 新たな財政均衡の考え方

財政悪化リスク相当額の算定義務化に伴い、DBにおける財政均衡の考え方が全面的に刷新されます（簡易基準に基づき財政計算を行うDBおよび受託保証型DBを除く）。

従来のDB制度（以下「従来型DB」）では、「積立金+掛金収入現価」が「給付現価」の水準に完全に一致している状態を財政均衡としていたが、今後は、「積立金+リスク対応掛金を含む掛金収入現価」が「通

常予測給付現価+財政悪化リスク相当額」を下回っていても、通常予測給付現価を上回ってれば財政均衡とされます（図表3）。つまり、財政悪化リスク相当額がバッファ（緩衝材）となり財政均衡が幅を持ったものとなるため、安定的な財政運営が可能となります。なお、通常予測給付現価を下回る積立不足が発生した場合は、掛金の追加拠出が求められます。

＜図表3＞新たな財政均衡の考え方（従来型DBの場合）

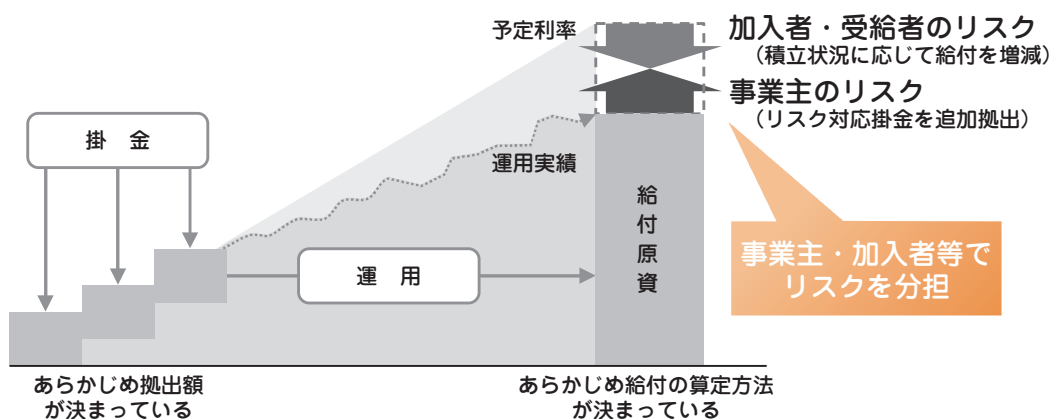


3. リスク分担型企業年金について

リスク分担型企業年金は、DBおよび確定拠出年金（DC）双方の性質を併せ持つハイブリッド型（混合型）制度として、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組みです。具体的には、事業主がリスク対応掛金を上乗せ拠出することを「事業主によるリスク負担部分」とし、当該リスク対応掛金では対応しきれない積立不足の発生を「加入者・受給者によるリスク負担部分」と定めます。これにより、平常時は負債を超える掛金拠出を義務づける一方、積立水準に応じて給付を増減することにより財政の均衡を図ります（図表4）。

リスク分担型企業年金の特徴は、(1) リスク対応掛金の設定と掛金水準の固定（事業主のリスク）、(2) 財政状況に応じた給付の自動調整（加入者・受給者のリスク）、(3) 企業会計上の取扱い、の3点に集約されます。

＜図表4＞リスク分担型企業年金のしくみ



(1) リスク対応掛金の設定と掛金水準の固定【事業主のリスク】

① 財政悪化リスク相当額の算定

リスク分担型企業年金における財政悪化リスク相当額の算定方法は、2. (1) で述べた従来型DBにおける算定方法と同様、標準方式と特別方式（特別算定方法）の2種類があります。

ただし、算定方法は従来型DBとは若干異なります（図表5）。標準方式では、従来型DBは計算基準日

時点の資産残高および資産構成割合に応じて価格変動リスクを算定しましたが、リスク分担型企業年金では、一定期間経過後の定常状態における積立金の予想額ならびに政策的資産構成割合（政策アセット・ミックス）に基づいて価格変動リスクを算定します。また、リスク分担型企業年金では、価格変動リスクに加えて、定常状態において予定利率が1%低下した場合に発生する積立不足（予定利率低下リスク）を算定します。

また、リスク分担型企業年金では、①年金資産全体に占める「その他資産」の割合が10%を超える場合に加えて、②年金数理人から予定利率以外の基礎率（昇給率、脱退率など）の変動を勘案すべき旨の所見が付された場合は、特別方式により算定しなければならないものとされています。

<図表5> 財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金の場合）

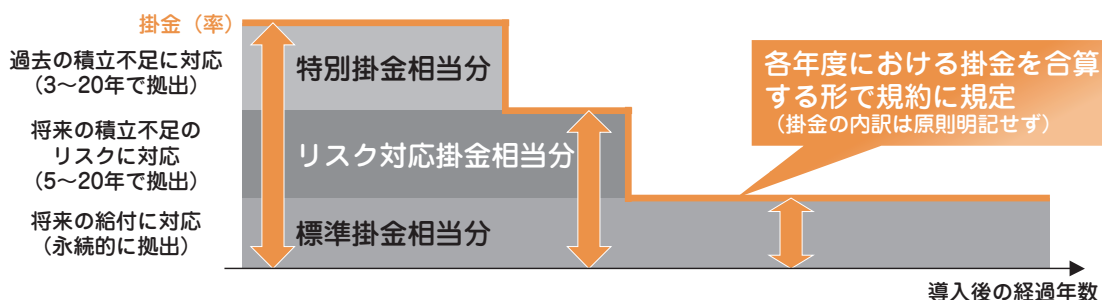
標準方式	財政悪化リスク相当額＝①価格変動リスク＋②予定利率低下リスク	
	①価格変動リスク：「定常状態における積立金の予想額×政策的資産構成割合×リスク係数」の合計額	
	● リスク係数の定められていない資産（ その他の資産 ）を保有する場合は、補正率を乗じる	
	資産区分	国内債券 国内株式 外国債券 外国株式 一般勘定 短期資産
	リスク係数	5% 50% 25% 50% 0% 0%
	②予定利率低下リスク：定常状態において予定利率が1%低下した場合の積立不足額	
	【計算例】	①価格変動リスク (定常状態の積立金100億円の場合) ②予定利率低下リスク 財政悪化リスク相当額(①+②)
	国内債券 100	10 5 10 15億円
	100×5%=5億円	
	国内債券 50 国内株式 50	10 27.5 10 37.5億円
50×5%+50×50%=27.5億円		
国内株式 100	10 50 10 60億円	
100×50%=50億円 その他		
国内株式 95 5	10 50 10 60億円	
95×50%×(100/95)=50億円		
特別方式	次のいずれかに該当する場合に、厚生労働大臣の承認を受けて実施する	
	● その他の資産の割合が10%以上の場合	
	● 年金数理人から 予定利率以外の基礎率（昇給率、脱退率etc）の変動を勘案すべき旨の所見 が付された場合	
	● 上記にかかわらず自ら定めるところにより（DBの実情に応じて）実施する場合	
	算定基準	
● 資産と負債の差の変動に着目し、20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額を想定すること		
● 資産の価格変動リスクおよび予定利率が実績と乖離するリスクを考慮すること。		
● 予定利率以外の基礎率（昇給率、脱退率etc）が実績と乖離するリスクを考慮するよう努めること		
● 信頼できるデータ、情報および手法を用いるものであること		

②「リスク分担型企業年金掛金」の設定

リスク分担型企業年金におけるリスク対応掛金の設定方法は、2. (2) で述べた従来型DBにおける設定方法と同じです。ただし、リスク分担型企業年金では、算定した標準掛金、特別掛金およびリスク対応掛金を合算して**リスク分担型企業年金掛金**とし、各年度におけるリスク分担型企業年金掛金を規約に規定しなければなりません（図表6）。

また、リスク分担型企業年金は当初設定した掛金を固定する仕組みであり、財政再計算を行っても、掛金は原則変更しません。ただし、給付改善など制度設計に関する新たな労使合意を行った場合は、恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入が行われないよう、掛金の変更方法が限定されています。

<図表6> リスク分担型企業年金掛金の設定

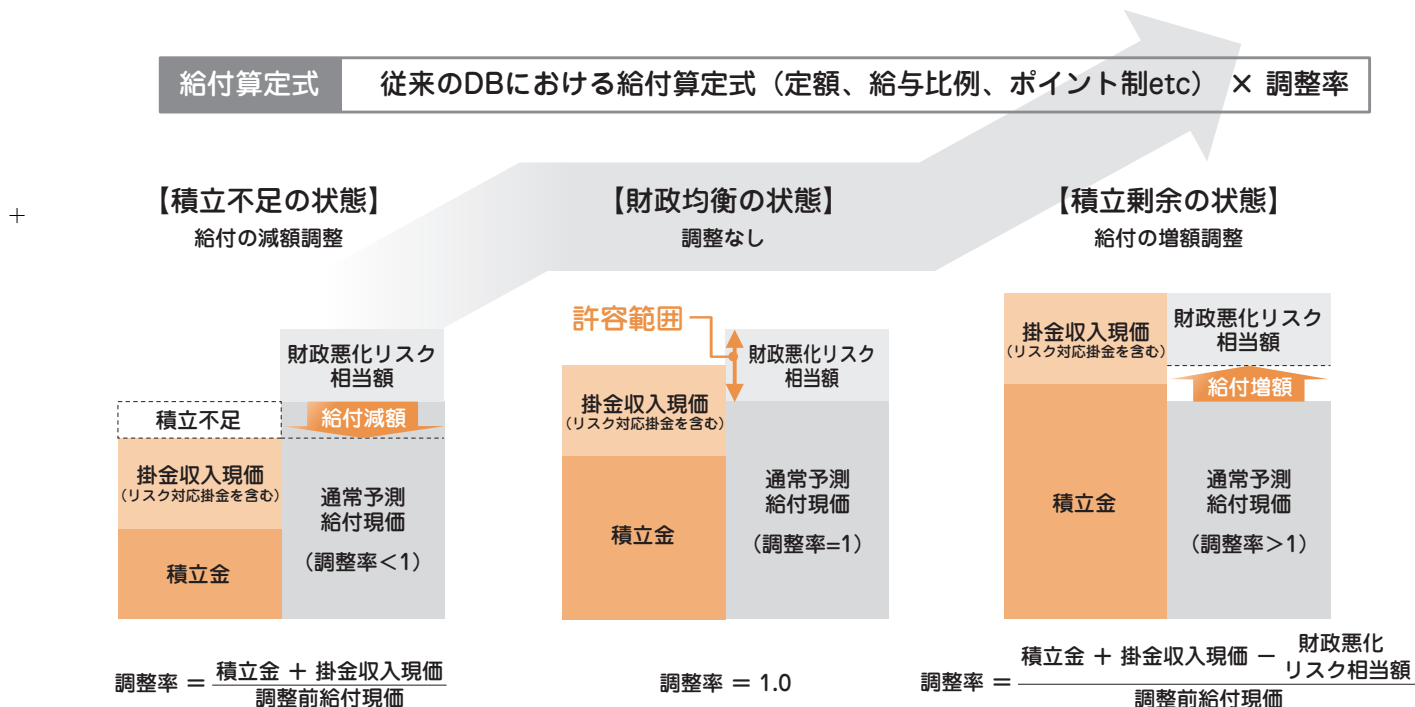


(2) 財政状況に応じた給付の自動調整【加入者・受給者のリスク】

リスク分担型企業年金では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図ります（図表7）。

リスク分担型企業年金における給付算定式は、従来型DBにおける給付算定式（定額、給与比例、ポイント制など）に、「調整率」を乗じたものとして定義されます。調整率は、決算時の積立水準に応じて定められ、積立不足（積立金+掛金収入現価<調整前給付現価）となった場合は給付の減額調整を、逆に、積立剰余（積立金+掛金収入現価>調整前給付現価+財政悪化リスク相当額）となった場合は給付の増額調整を行います。なお、決算時に確定した調整率は、遅くとも当該決算の翌々事業年度の給付に反映させなければなりません。単年度ごとの変動を抑制するため、複数年度（最大5年）で平滑化することも可能です。

<図表7>リスク分担型企業年金における給付の自動調整



(3) リスク分担型企業年金の企業会計上の取扱い

リスク分担型企業年金のモデルとされているオランダの集団型確定拠出年金（コレクティブDC）は、掛金水準が一定期間固定されること等を理由に、会計上はDCとして取り扱われています。リスク分担型企業年金は、法令上は確定給付企業年金法の体系下にある制度ですが、掛金を固定しつつ給付を変動させるという特性はDCとしての性格を有していることから、企業会計基準委員会（ASBJ）における議論でも、リスク分担型企業年金をDB・DCいずれに分類するかが最大の論点となっていました。

<図表8>リスク分担型企業年金の企業会計上の取扱い

会計上の分類	<ul style="list-style-type: none"> リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、制度導入時の規約に定められた標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の拠出に限定され、企業が当該掛金額の他に拠出義務を実質的に追っていないものは、退職給付債務の認識を要しない「確定拠出制度」に分類する。 上記以外のリスク分担型企業年金は「確定給付制度」に分類する。
分類の再判定	直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の分類を再判定する。
会計処理	規約にあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等を計上した特別掛金相当額を除く）を、各期において費用として処理する。
制度間の移行等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付制度（従来型DB）からリスク分担型企業年金に移行する場合は、退職給付制度の終了として会計処理を行う。 移行時の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
開示事項	<p>次の事項を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク分担型企業年金の概要 リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額 翌期以降のリスク対応掛金相当額およびその拠出年数

2016年12月16日にASBJが公表した実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等では、企業の実質的な負担が規約に定められた標準掛金、特別掛金およびリスク対応掛金に限定されていれば、**企業会計上は「確定拠出制度」として取り扱う**（退職給付債務の認識不要、拠出額のみ費用処理）ものとされています（図表8）。

3. 運用基本方針に係る加入者からの意見聴取・周知義務について

改正案では、「リスク分担型企業年金」または「運用実績連動型キャッシュバランスプラン」を実施する場合にあっては、運用の基本方針（運用基本方針）の作成・変更により加入者の意見を聞かなければならないものとされていました。しかし、今般の改正では、運用基本方針の作成・変更に係る加入者からの意見聴取義務が、**運用基本方針の作成を義務付けられているすべてのDB（基金型DBならびに加入者数300人以上または資産額が3億円以上の規約型DB）に適用**されます。

また、今般の改正により、運用基本方針の作成・変更したときは、当該基本方針を加入者に周知させなければならないものと新たに規定されましたが、当該周知については、毎事業年度1回義務付けられている業務概況の周知により行うことも認められています。

4. 施行期日および経過措置

リスク対応掛金およびリスク分担型企業年金の**施行期日は2017（平成29）年1月1日**です。また、リスク分担型企業年金の会計上の取扱いも、2017年1月1日以後の適用となります。

なお、従来型DBが2017年12月31日までを計算基準日として行う財政計算については、財政悪化リスク相当額の計算は任意とされています。また、下記に掲げるDB（運用基本方針の策定義務がある規約型DBまたは基金型DB）が2017年1月1日から同年3月31日までの間に運用基本方針を作成・変更しようとする場合は、上記3.の意見聴取義務は課されず、従前の例によるものとされています。

- ・ 施行日時時点で現存するDB
- ・ 施行日前に承認・認可申請し、施行日以後に承認・認可を受けて制度を実施するDB

5. むすびにかえて

今般のリスク対応掛金およびリスク分担型企業年金は、「財政悪化に備えて事前に積み立てておく」「事前準備を超える変動が生じたら給付で調整する」というコンセプト自体は単純明快ですが、実際に導入・運営するとすると、財政悪化リスク相当額の適切な推計や、制度運営に係る意思決定の在り方など、さまざまな実務上の留意点が存在します。

現在、同時進行で進められている「個人型確定拠出年金の加入対象拡大」や「企業年金制度間のポータビリティの拡充」など、DBおよびDCの制度改正を一体的に捉えると、リスク分担型企業年金だけでなく、従来型DB、企業型DC、個人型DCを含めた退職給付制度の選択肢とその組み合わせは、かつてないほど多様化します。いずれにせよ、リスク対応掛金およびリスク分担型企業年金の導入・運営に当たっては、制度特性の理解と利害関係者（事業主・加入者・受給者等）への十分な周知・説明が欠かせません。

<ご参考資料>

確定給付企業年金制度の主な改正（平成29年1月1日施行）（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表（ASBJホームページ）

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu2016/

りそな年金トピックス（2016年12月14日）「リスク対応掛金およびリスク分担型企業年金の実施について」

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P5F00000jJDiKUAW>

企業年金ノート2015年10月号（No.570）「企業年金の新たな選択肢について」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201510.pdf>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

りそなコラム

年金に関する「略語」について

第76回のコラムのテーマは、年金関連の「略語」に関する、某信託銀行の年金数理部門の新入社員Aさん、その先輩Bさん、およびその上司のC係長とのディスカッションです。

C係長：当社が総幹事の確定給付企業年金制度を実施されているお客さまから、数理計算のご依頼をいただいたので、Aさんに担当して貰おう。わからないことがあったら、Bさんに聞くように。Bさんには、Aさんの指導をよろしく頼む。

B先輩：分かりました！

Aさん：はい！

C係長：それでは、依頼内容の詳細を渡しておこう。

B先輩：なるほど、**CB** への変更計算ですね。再評価率等は10年物の**JGB**連動、**PSL**は残余償却期間で償却する前提なのですね。あっ、それから**DB**の制度変更に伴う**PBO**の計算もご依頼いただいているのですね。報告時にはご参考として、最近話題の**iDeCo**や**企業型DC**の資料もご案内するのでしょうか？

Aさん：・・・

B先輩：Aさん？どうしたの？

Aさん：すみません。略語が多過ぎて、先輩のお話に全然ついていけません。

C係長：確かに、最初は戸惑うかもしれないね。

B先輩：さっき言った略語の正式名称と一般的な意味は、次の通りだよ。

略語	正式名称	一般的な意味
DB	Defined Benefit Plan	確定給付企業年金制度
DC	Defined Contribution Plan	確定拠出年金制度
iDeCo	Individual-type Defined Contribution Pension Plan	個人型確定拠出年金制度の愛称（イデコ）
CB	Cash Balance Plan	キャッシュバランス制度
PSL	Past Service Liability	過去勤務債務
PBO	Projected Benefit Obligation	退職給付会計上の債務
JGB	Japanese Government Bond	日本国債

Aさん：ありがとうございます。iDeCoの正式名称と一般的な意味を見てわかったのですが、年金は英語で「ペンション」なんですね。ペンションというと宿泊施設をイメージするのですが、意外な意味があって驚きました。

C係長：ペンションは「年金」という意味が先にあって、「年金をもらっている老夫婦が自宅の一部を宿泊施設として運営した」ことから、宿泊施設の意味が後から追加された——という説もあるのだよ。

Aさん：それは知りませんでした。他にも知っておいたほうがよい略語はありますか？

B先輩：そうだね、年金関係だけでなく退職給付会計に関係した用語も略語が多い印象があるね。先程のPBOに加えて、SC（Service Cost：勤務費用）やIC（Interest Cost：利息費用）、IFRS（International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準）、他にも団体名など挙げだしたらキリがないよ。

Aさん：退職給付会計の業務にはまだ携わったことがありませんが、最近「IFRS」という単語を先輩方が話されているのをよく聞きます。

C係長：IFRSは、その名の通り国際的な会計基準であり、採用すると海外の投資家に対して透明性のある情報を提供することができるというメリットがあるため、日本でもIFRSを採用する企業が増えてきているね。また日本の会計基準をIFRSに合わせていこうという動きがあるため、IFRSを採用する予定のないお客さまにも関係してくるのだよ。

Aさん：だから先輩方の話題によく上るのですね。

B先輩：他には、運用関係も略語が多いね。

Aさん：こちらは何となくわかります。ROE（Return on Equity：自己資本利益率）とかPER（Price Earnings Ratio：株価収益率）とか、いっぱいありますよね。

B先輩：年金の運用関係では、ALM（Asset and Liability Management：資産と負債の総合管理）やLDI（Liability Driven Investment：債務対応投資）、ESG（Environmental, Social and Corporate Governance：環境・社会・企業統治に注目した投資）といった略語がよく聞かれるね。他には、公的年金の運用機関であるGPIF（Government Pension Investment Fund：年金積立金管理運用独立行政法人）も知っておいたほうが良いと思うよ。

Aさん：GPIFは何と発音すればよいのでしょうか？ジーピフですか？

B先輩：ジーピフと呼ばれることもあるけど、ジーピーアイエフとそのまま読まれることが多いね。読み方といえば、さっき話題に出たIFRSも、イファース、アイファース、アイエフアールエスといったように、いろいろな読み方をされるんだよ。

Aさん：そうなのですね。略語は今後も増えそうですか？

B先輩：例えば「iDeCo」は出来立てほやほやの略語だし、新しい用語は普及するに連れて略語ができていくこともあるだろうね。数年前から言われている「受託者責任（Fiduciary Duty）」という言葉も最近「FD」と表記されているのを見かけたし、「リスク分担型企業年金」や「リスク対応掛金」などの新しい用語も少々長い言葉だから、もしかしたら略称が生まれるかもしれないね。

Aさん：新聞や関連誌で最新情報を把握しておかないと、会話に置いて行かれそうですね。

B先輩：そうだね。

Aさん：略語かどうかわからないのですが、年金数理の研修の中で、講師の方が、年金資産を「F」（Fundの略）、責任準備金（Reserve Valuationまたは単にValueの略）を「V」と表記されていました。これらは一般的な表記なのですか？

C係長：私たちのなかでは一般的なんだけど、例えば、貸借対照表を表す「B/S」（Balance Sheetの略）とか損益計算書を表す「P/L」（Profit and Loss Statementの略）にしても、日常的に使っている人には当たり前だけれど、そうでない方には馴染みがない可能性があるよ。それを踏まえたうえで、使用したほうがいいね。これに限らず、普段何気なく使用している用語も、報告書などに記載する際は、極力略語の使用は控え、使う場合でも冒頭で「正式名称（以下、〇〇と言います）」といったように表記するのが、状況にもよるけれど望ましいと思うよ。

Aさん：わかりました。略語は便利ですが、伝わらなければ意味がないですものね。

C係長：その通りだね。

（年金信託部 数理グループ 干井 順三）

企業年金ノート No.585

2017(平成29)年1月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）